

茨城労働局
発表
令和4年2月1日(火)

担当	茨城労働局労働基準部監督課 課長 岡崎 暁 監察監督官 矢島 進介 電話 029-224-6214
----	--

建設工事現場を対象とした年末県下一斉監督指導の結果について

～136現場のうち52現場(38.2%)で労働安全衛生法違反～

茨城労働局(局長^{しもかど}下角^{けいじ}圭司)は、建設工事現場(以下「工事現場」という。)における労働災害を防止するため、令和3年12月1日から12月24日までの間、県下一斉の監督指導(立入調査)を実施しました。

建設業においては、死亡災害が全産業の3割を占め、災害発生率が他産業に比べて高いこと、年末・年始は繁忙期となり、現場内での作業が輻輳すること等から、労働災害が特に発生しやすい時期となります。このため茨城労働局では、建設業における重篤な労働災害防止のため、毎年、この時期に、集中的に監督指導を実施しております。

今回の監督指導は、県下の全労働基準監督署(8署)において、合計136箇所の工事現場(元請136事業場、下請322事業場)に対して行ったものです。

茨城労働局では、今後も、これらの監督指導を行うとともに、労働災害防止団体や発注機関などとも連携しながら建設業における労働災害の減少に向けた取組を推進します。

[監督指導実施結果の概要]

1 対象の工事現場

高所作業など墜落災害のおそれのある建築物建設工事
ドラグショベルなど建設機械を多数使用している土木工事
など県内136箇所の工事現場(元請136事業場、下請322事業場)

2 法令違反の状況

136箇所の工事現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた現場は、52箇所(違反率38.2%)であった。

主な違反の内容としては、

- ・ 足場や作業床等高所からの墜落防止に係るものが19箇所(全体の14.0%、違反現場の36.5%)で最多、次いで、
- ・ 建設機械災害の防止に係るものが13箇所
- ・ 作業主任者の選任等に関するものが7箇所
- ・ 飛来災害に関するものが5箇所
- ・ クレーン災害の防止に関するものが3箇所 の順だった。

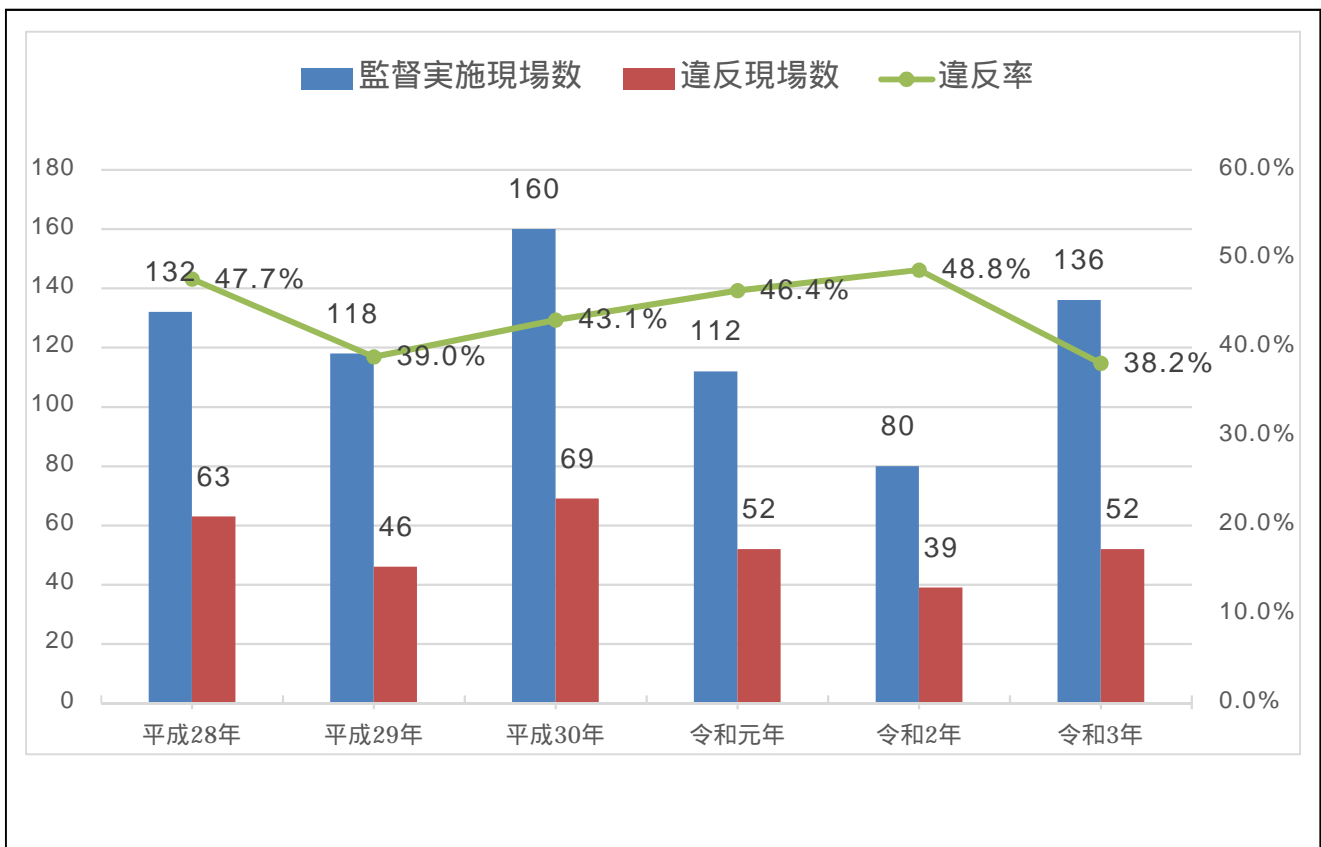
これらの工事現場に対しては、文書により法違反を是正するよう指導を行った。また、特に、高所作業において、足場に手すりがないなど墜落等により重篤な労働災害につながるおそれが高いと認められた建設現場5箇所(全体の3.7%、違反現場の9.6%)に作業停止等を命じた。

監督指導実施結果

1 監督実施工事現場数、違反工事現場数など

監督実施工事現場数		136
	うち何らかの安衛法違反があった工事現場数	52 (38.2%)
	うち使用停止等処分現場数	5 (3.7%)
監督実施事業場数 (元請事業場+下請事業場)		458
元請事業場数		136
	うち何らかの安衛法違反があった事業場数	52 (38.2%)
下請事業場数		322
	うち何らかの安衛法違反があった事業場数	44 (13.7%)
使用停止等命令書交付事業場数		7 (1.5%)

2 違反現場数、違反率等の推移



3 法違反の態様等

法違反の内容	違反現場数	全体に占める割合	違反現場に占める割合	主な法違反の態様
墜落災害の防止	19	14.0%	36.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2メートル以上の作業床の端や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。 作業停止等命令 ・高さが2メートル以上の足場について、墜落防止用の手すりや中さん等を取り付けていなかった。 作業停止等命令 ・足場の点検を実施していなかった。
建設機械災害の防止	13	9.6%	25.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラグショベルを用いての作業中、作業員への接触防止措置がとられていなかった。 ・ドラグショベルを主たる用途以外で使用していた。
作業主任者選任と職務履行確保	7	5.1%	13.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立等作業主任者の氏名や職務内容を現場の見やすい箇所に掲示するなど周知していなかった。
飛来災害の防止	5	3.7%	9.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等が落下する恐れのある場所に防網の設置や立入り禁止などの措置を講じていなかった。
クレーン災害の防止	3	2.2%	5.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・建築現場での移動式クレーン作業について、転倒防止用のアウトリガーを最大限に張り出していなかった。
感電災害の防止	2	1.5%	3.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・移動電線等を通路面において使用していた。
その他				<ul style="list-style-type: none"> ・元請事業者が、実施すべき作業場所の巡視を行っていなかった。 ・所轄労働基準監督署に工事開始報告の書類を提出していなかった。 ・建設重機を無資格で運転していた。 ・足場に最大積載荷重の表示を行っていなかった。 ・粉じん作業（アーク溶接など）を行う際に有効な呼吸用保護具を着用させていなかった。